

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十一号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四号中「のうち病院長」の下に「、TQM推進室長、感染管理室長」を、「副病院長」の下に「、脳神経センター長」を、「地域医療連携室長」の下に「、希少がん・サルコームセンター長、低侵襲手術センター長、周術期センター長」を、「図書館長」の下に「、移植センター長、小児がんセンター長、遺伝診療センター長、政策医療企画室長」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。